

令和2年6月1日

保護者様

愛知教育大学附属幼稚園
園長 杉浦 美智子

新型コロナウイルス感染症対策について

保育再開にあたり、本園での新型コロナ感染症対策について、下記のとおり実施いたします。

1 日常の生活について

(1) 手指の清潔

- ・ 登園後、外遊び後、用便後、弁当前、学級指導前には石鹼で手を洗うように指導します。登園時と食事前には、消毒液での消毒を行います。
- ・ 保護者の方も来園時は手指の消毒をお願いします。

(2) マスクの着用

- ・ 園児も保護者の方もマスクの着用をお願いします。マスクには記名をしてください。食事の時と戸外で体を動かす活動（走る、体操等）をする際には、マスクを外します。
- ・ マスクの予備を持参していただきます。予備のマスクを使用した場合には、補充してください。

(3) 健康観察について

- ・ 朝晩、検温、健康チェックを行い、健康チェック表にご記入ください。登園の際に確認させていただきます。
- ・ 発熱や他の症状がある時は、家庭で休養してください。

(4) 園内の消毒について

- ・ 保育中はドアノブ、トイレの流水レバー、水道の蛇口、食事前後の机をアルコール消毒します。
- ・ 保育後はアルコール、次亜塩素酸水、次亜塩素ナトリウムを適切に使用し、園児が手を触れる箇所を消毒します。

ドアノブ、水道の蛇口、遊具、絵本、園児机、いす、固定遊具、床、トイレの床、便座、流水レバー 等

(5) 弁当について

- ・ 近距離で向き合って食べることがないよう机を配置し、十分な間隔をとって食事ができるようにします。保育室の他にテラスや廊下を利用したり、遊戯室や園庭（ピクニックシート）で食べたりします。

(6) 保育室の換気等

- ・ 窓は常に開け、保育室の十分な換気を行います。空調使用時においても部屋の2方向の窓を開け、換気に努めます。気温が高く室温が上昇する場合は、冷房を効かせた部屋で弁当を保管します。

2 教育活動について

- 従来通り幼児の興味、関心に応じた遊びを重視していきますが、遊びの場や拠点の分散、戸外遊びの充実、向かい合わないような机といすの配置など遊び方を工夫します。

- 絵本の読み聞かせなど学級全体に向けた指導では、間隔を開けて座ることができますように椅子を配置します。
- 歌を歌うときにはできる限り一人一人の間隔をとり、マスクをつけたまま、同じ方向を向いて歌います。
- 今年度はプールに入っての水遊びは、密接な接触を避けられないので行いませんが、シャワー やスプリンクラーなどで水に触れたり、水車、流水流など遊具を使った水遊びは行う予定です。水遊びの用意など詳細は後日お知らせします。

3 幼稚園において感染者等が発生した場合の対応について

(1) 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業

園児、および教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合、原則として幼稚園の全部または一部を臨時休業とします。

(2) 園児、または教職員の陽性が確認された日の翌日から、原則として3日間幼稚園の全部を臨時休業とし、その間に施設内の消毒を行います。その後の臨時休業の規模（全部または一部）及び期間については、園内の活動状況や濃厚接触者の多寡、地域における感染拡大の状況などを総合的に考慮し、保健所と相談の上で決定します。

(3) 臨時休業の期間中に、他の幼児または教職員に陽性が確認された場合においても、感染拡大の状況などを総合的に考慮し、保健所と相談の上で、臨時休業規模及び期間の拡大を検討します。

(4) 臨時休業とした期間は保育日数には含めません。

(5) 園児の感染が判明した場合、又は園児が濃厚接触者に特定された場合は、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止となります。なお、濃厚接触者の出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間です。

4 出席などの扱いについて

以下の場合は「出席停止」「出席を要しない日」となります。

(1) 園児が新型コロナウイルス感染症の陽性者、又は濃厚接触者と判断された時

(2) 発熱や倦怠感等の症状が見られた時

(3) 同居の家族が保健所や会社等から自宅待機を指示されるなど、お子様が他の園児に感染させる恐れがあると考え登園を控えた場合

(4) 新型コロナウイルス感染症に罹患することを不安に思う等して登園を控えた場合

5 お願い

- 無症状や軽症者の感染が多いと言われるこの病気の特性から、誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを認識いただき、感染者、濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別のないようお願いいたします。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、誤った情報や風評被害からお子さんを守るうえでも次の項目に該当する場合、すみやかに幼稚園にご連絡をお願いします。
 - ・ お子さん、または家族の方が、新型コロナウイルスの感染者であることが判明した場合
 - ・ お子さん、または家族の方が、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者であることが判明した場合
 - ・ お子さん、又は家族の方が新型コロナウイルス感染の疑いがあり、自宅待機を要請された場合